



鹿妻穴堰・第104号

2024年4月



みどり
水土里ネット鹿妻

鹿妻穴堰土地改良区

〒020-0857

岩手県盛岡市北飯岡一丁目8番3号

電話 019-656-4488 FAX 019-635-4664

<https://kaduma.jp/>



鹿妻穴堰頭首工見学

(盛岡市上太田地内)

《目次》



タマちゃん

表紙 鹿妻穴堰頭首工見学	1	令和6年度水管理計画	6
理事長挨拶	2	土地改良区からのお願い	7
第74回通常総代会	3	21世紀創造運動	8
令和6年度予算のあらまし	4	機構図／お知らせ	9
土地改良事業実施状況	5	賦課金納入及び各種届出等について	10

理事長挨拶



理事長 高橋 隆

組合員の皆様には、日頃から当土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

春の気配が近づくとともに、まもなく本格的な通水が始まり田畑を潤す季節となりました。今年は積雪の少ない冬で、取水源である御所ダム周辺の山には例年の8割程度の積雪とのことで、春先の用水確保がやや心配されるのですが、ダムの貯水量は十分に確保されており当面は用水の心配はないものと考えております。

さて、昨年産の米価はやや持ち直しましたが、長引く国際情勢の悪化により電気料金、燃料、生産資材の高騰が続いており、農業経営は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、水田活用の直接支払交付金の交付要件厳格化により、交付金を受け続けるには5年に1度の水張りが求められ、当区管内でもこれまでの営農とは異なる時期の用水需要が起きており、各市町農業再生協議会と連絡を密にして用水調整を行うこととしておりますが、組合員の皆様におかれましては節度ある水利用にご理解とご協力をお願いいたします。

現在、国では農政の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」を約25年ぶりに見直しております。この中では、食料の安定供給の前提として生産基盤の維持が基本理念に位置づけられ、地域を挙げて農地を守ることとしております。我々土地改良区としても今後とも組合員の皆様が安心して営農を継続できるよう、国並びに各関係機関に対し必要な意見を伝え、土地改良施設の適正な維持管理と生産基盤を守るより確かな具体策を求めていきたいと考えております。

管内における国営並びに県営等の各土地改良事業につきましても、関係機関のご尽力のもと順調に進められているところであり、国営事業においては西部用水路の管の入替工事が順調に進み、災害にも十分耐えうる構造となり、これまで以上に安全な施設に生まれ変わるなど、事業効果が目に見えて現れております。

なお、国営盛岡南部地区においては機能診断調査の結果、整備箇所が増加等により事業計画を変更することとしております。国営事業は低率な農家負担で管内の基幹農業水利施設が整備されることから、この機会を逃さず施設の整備を推進し、将来にわたり安定した農業用水の供給を確立していきたいと考えておりますので何卒ご理解願います。

これからも農家と地域住民からの期待に応え、若い農業後継者が育つ豊かな農業農村を目指して、役員員一丸となり事業運営に努めて参りますので引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、既に農作業の準備が始まっていることと存じますが、くれぐれも事故や怪我などなく、今年も無災害で豊穡の秋を迎えられることと皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。

～令和6年能登半島地震被災地支援金のご報告～

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震では、被災状況が広範囲にわたり、土地改良施設にも大きな被害をもたらしていることから、全国土地改良事業団体連合会を通じて些少ながら本土土地改良区からの支援金を被災団体等へ送らせていただきました。

被災された地域の一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

第74回 通常総代会開催

令和6年度一般会計予算など全17案件可決

令和6年3月8日午後2時30分より本土地改良区大会議室において第74回通常総代会が開催されました。

総代会は総代現員数64名中57名の出席を得て、来賓に農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 吉田正秀様、岩手県盛岡広域振興局農政部農村整備室長 鈴木満様、同管理用地課長 柳生司様、紫波町長 熊谷泉様、盛岡市長代理として農林部次長 鈴木茂也様、矢巾町長代理として産業観光課長補佐 川村学様を迎えて開催され、高橋理事長挨拶、土地改良区功績者表彰、来賓祝辞の後、議長に畠山耕一総代（矢巾町徳田地区）を選出し、審議の結果、全議案とも全会一致で原案のとおり承認、可決されました。



議長 畠山 耕一 総代



ご来賓の皆様



採決の様子



西村隆男前総代 表彰の様子

土地改良区功績者表彰

第74回通常総代会において、総代・職員表彰規程に基づき、次の前総代・職員に土地改良区功績者表彰が授与されました。
おめでとございます。

総代表彰（在職年数8年）

平成27年6月21日 総代就任

前総代 西村 隆男氏

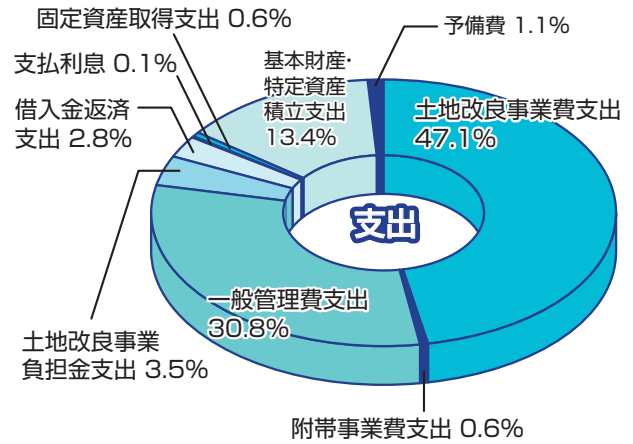
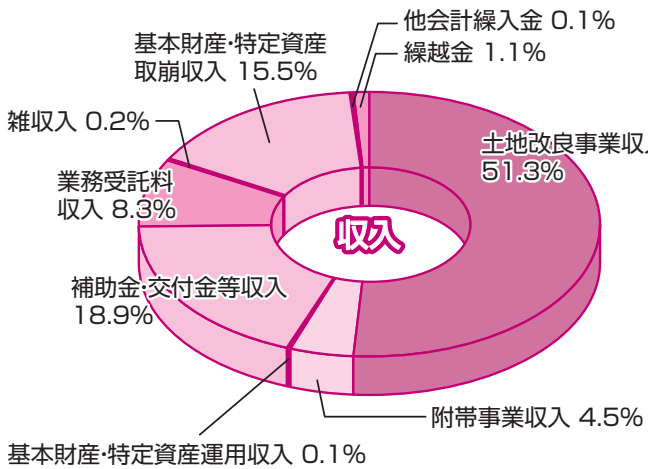
職員表彰（勤続年数20年）

平成15年4月1日 採用

総務課主査 津嶋 明香氏

令和6年度予算のあらまし

■ 一般会計 ※円グラフの比率は積立金を除く



● 収入

項目	予算額	主な内容
土地改良事業収入	2億3,745万円	組合員からの賦課金、農地転用決済金等
附帯事業収入	2,093万円	水路敷地の使用料や家屋・事業所からの排水補償等
基本財産・特定資産運用収入	72万円	積立金利子等
補助金・交付金等収入	8,760万円	各種土地改良事業に対する国や県などの補助金等
業務受託料収入	3,830万円	国や県などから委託された施設の管理や各種調査業務受託料
雑収入	97万円	過年度未収賦課金や各種配当金等
基本財産・特定資産取崩収入	7,159万円	積立金からの取崩し分
積立金	9億1,283万円	各種積立金(内訳下表)
他会計繰入金	21万円	特別会計からの繰入金
繰越金	500万円	前年度の繰越金
計	13億7,560万円	

● 支出

項目	予算額	主な内容
土地改良事業費支出	2億1,815万円	施設維持費、各種土地改良事業費
附帯事業費支出	277万円	造林事業費
一般管理費支出	1億4,265万円	土地改良区の運営事務費
土地改良事業負担金支出	1,603万円	県営土地改良事業などの負担金
借入金返済支出	1,304万円	土地改良事業工事費の借入金の返済分
支払利息	54万円	借入償還利息等
固定資産取得支出	254万円	固定資産取得分
基本財産・特定資産積立支出	6,195万円	積立金の積増し分
積立金	9億1,283万円	各種積立金(内訳下表)
雑支出	10万円	還付金等
予備費	500万円	予備費
計	13億7,560万円	

● 一般会計内事業地区予算

地区名	予算額
団体営不動地区	200万円
団体営和味地区	151万円
県営煙山第一地区	604万円
県営煙山第三地区	625万円
県営不動地区	846万円
県営矢巾太田地区	201万円
県営西郷地区	261万円
県営南伝法寺地区	748万円
県営紫波中央地区	357万円
県営東部徳田地区	431万円
県営盛岡西部地区	440万円
県営煙山西部地区	787万円
計	5,651万円

● 積立金内訳

会計名	予算額	内容
農地転用等決済金	3億6,298万円	農地(受益地)面積の減少に対し、維持管理費の財源を一定にするための基金
職員退職死亡給与基金	7,732万円	職員退職金の備えとしての基金
財政調整基金積立金	2億4,366万円	急激な収入の落ち込みや災害等緊急的な支出などに備える基金
維持管理補償費積立金	7,275万円	組合員以外で水路に排水した者から得た維持管理補償費を、計画的に土地改良施設の維持管理に充てる基金
国営事業費償還準備積立金	6,286万円	国営施設応急対策事業実施に伴う農家の工事費負担金を軽減するための基金
県営事業費償還準備積立金	1,610万円	県営かんがい排水事業実施に伴う農家の工事費負担金を軽減するための基金
事業地区維持管理費積立金	3,014万円	事業地区の整備補修などに備える基金
西部地区維持管理費積立金	4,702万円	西部揚水機及び西部水路の維持管理に充てるための基金
計	9億1,283万円	

● 特別会計予算

会計名	予算額
県営矢次地区	1,997万円
県営広宮沢地区	1,045万円

土地改良事業の実施状況

区分	事業名	地区名	事業量	事業期間(予定)
国営事業	国営施設応急対策事業	盛岡南部	頭首工、揚水機場、用水路、水管理施設補修更新 一式	平成30年度～令和9年度
		雫石川沿岸	煙山ダム補修更新 一式	令和元年度～令和7年度
県営事業	基幹水利施設 ストックマネジメント事業	煙山第三	排水路工 L=1,299m	令和3年度～令和7年度
		太田第一	排水路工 L=4,063m	令和3年度～令和7年度
	農業競争力強化農地整備事業	矢次	区画整理 30.5ha	令和2年度～令和7年度
		広宮沢	区画整理 29.8ha	令和4年度～令和9年度
調査	農業農村整備事業合意形成	西見前	合意形成 一式	平成29年度～令和6年度
団体営事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	朴沢ため池	ため池廃止工事 一式	令和3年度～令和6年度
	農地耕作条件改善事業	飯岡新田	区画拡大 11.3ha	令和5年度～令和6年度

土地改良施設維持管理適正化事業 小鹿妻揚水機場

本事業はポンプの分解補修、施設の塗装・部品交換などのように、定期的に施設の整備補修をするものです。

昨年は、小鹿妻揚水機場の水中ポンプ2基の整備補修を実施しました。

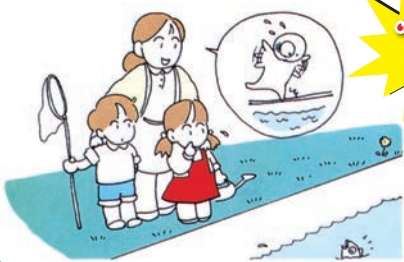
着工前



着工後



水中モーターポンプ(φ350)×2基整備



“水路などのそばで子供を遊ばせないで”

水路やため池は大変危険なところです。用排水路には大量の水が流れますので、ふだんから水路やため池のそばで子供が遊ばないように注意したり、危険だなと思ったら声をかけていただくなどご協力をお願いします。

配水計画 (水利権)

令和6年度の鹿妻穴堰頭首工、大欠堰、煙山ダムの最大取水量及び取水期間は下表のとおりです。

水系名	期間	最大取水量 (m ³ /s)
鹿妻穴堰頭首工 (鹿妻本堰)	5/1 ~ 5/15	14.683
	5/16 ~ 9/5	10.485
	9/6 ~ 4/30	4.000
大欠堰掛	4/20 ~ 4/30	0.247
	5/1 ~ 5/15	0.510
煙山ダム掛	5/16 ~ 9/5	0.451
	5/1 ~ 8/31	0.320

令和6年度 水管理体制

水管理組織

鹿妻穴堰土地改良区 ☎ 656-4488

令和6年3月18日現在

鹿妻本堰水系ゲート管理人

- 鹿妻新堰第8号堰上ゲート
長沼直文
635-5701
- 高屋敷堰戸木田堰上ゲート
大志田明
638-1606
- 鹿妻上堰赤林沢余水吐ゲート
村松孝雄
697-5363
- 鹿妻上堰芋沢川余水吐ゲート
第52号暗渠工
高橋慶治
697-4658

岩崎川ゲート管理人

- 清水野・城内分水ゲート
山崎健次郎
080-5573-3159
- 専治分水・西田堰取水ゲート
漆原昇
090-5842-6867

煙山西部地区管理人

- 高橋和司
697-4541

鹿妻穴堰頭首工周辺 水辺公園施設管理人

- 佐藤登
659-0774

幹線用水路揚水機場及び取水工管理人

- 煙山第一地区第1揚水機場
小笠原一男
697-5572
- 煙山第一地区第2揚水機場
飯岡正道
697-5565
- 煙山第三地区第1・2揚水機場
佐々木卓司
697-3668
- 煙山第三地区耳取取水工
沼田松雄
090-8929-0982
- 不動地区第1揚水機場
廣田勇美
697-4061
- 不動地区第2揚水機場
村松正夫
697-2057
- 不動西部地区用水施設
高橋誠樹
090-8926-0105

太田川ゲート管理人

- 高水寺堰上ゲート
戸塚康弘
672-4409
- 第5号堰上ゲート
佐々木昇
673-6464

- 西郷地区第1取水工
菅原三男
080-1830-3713
- 西郷地区第2取水工
川村庄一郎
697-4441
- 矢巾太田地区取水工
菅原安一
697-4489
- 南伝法寺地区第1揚水機場
菊池憲嗣
697-3094
- 南伝法寺地区第2揚水機場
菊池隆志
673-6029
- 紫波中央地区取水工・揚水機場
高橋節郎
697-3574
- 紫波中央地区取水工
島田満義
090-8786-3013

宮手川ゲート管理人

- 第1号・第2号堰上ゲート
佐々木政信
676-2546
- 第3号堰上ゲート
水本幸夫
672-4417

徳田第一地区管理人

- 北郡山第1配水槽
米倉政範
697-4081
- 北郡山第2配水槽
島田昭徳
697-2314
- 間野々第1配水槽
谷村清朗
697-7010
- 間野々第2配水槽
久慈義剛
697-6023
- 間野々第3配水槽
菊池治郎
697-4328

徳田第二地区管理人

- 第1号配水槽
吉田厚
697-4942
- 第2号配水槽
藤原司
697-6677

東部徳田地区管理人

- 東徳田工区
藤原義一
697-4428
- 新山野工区
菊池治郎
697-4328
- 土橋工区
戸塚隆男
697-3801

盛岡西部地区畑地灌漑 管理組合長

- 上飯岡地区
中村久太郎
659-1724
- 羽場地区
田村正美
637-3829
- 湯沢地区
藤澤春海
638-5620
- 南昌地区
瀬川與一
638-4673
- 広宮沢地区
中野誠雄
697-5067
- 和味地区
室岡義人
697-5848
- 煙山地区
中野忍
697-4560

下赤林地区管理人

- 小笠原武
697-2062

下矢次地区管理人

- 上堰水系
佐々木廣樹
697-5928
- 岩崎川水系
高橋幸悦
697-3205

※高屋敷堰大手止堰上ゲートの操作については当土地改良区まで連絡願います。



水路周辺の草刈作業について

日頃から水路周辺の草刈りにご協力いただき誠にありがとうございます。
草刈作業にあたっては**水路への転落やケガなどのないよう**安全に配慮し行ってください。

また、刈った草が水路に流れますと、分水ゲートなどに詰まり下流に用水が流れにくくなりますので、**草刈作業のときは水路に草を流さないよう**ご協力をお願いします。

土地改良区からのお願い

水管理

農業用水の供給は河川管理者から許可された「水利権」の範囲で行うことになっております。土地改良区では限られた用水を管内の全域に行き渡るよう努めておりますが、時期によっては用水需要が集中し水不足が発生する場合がありますので、水管理につきましては次の事項にご協力をお願いします。

- 用水の掛け流しはしないよう水口や給水栓はこまめに閉めましょう。
- 水田の漏水を防ぐため、こまめに畔塗り（くろめり）をしましょう。
- 草刈作業のときはなるべく水路に草を流さないようにしましょう。
- 春と秋に小用排水路などの浚渫（堰堀）をしましょう。
- 農業用水の目的外使用はやめましょう。

小用排水路の管理



地域住民による堰堀の様子

管内各地で水路保護組合等を中心に小用排水路の浚渫（堰堀）などの管理が行われておりますが、昨今農家の高齢化等により作業する人が集まらないというお話しをお聞きします。

水路は雨水や排水を受けるなど、地域用水として農家以外の方々にとっても大切な役割がありますので、地域の皆さんで声を掛け合い管理にご協力いただきますようお願い申し上げます。

水稲作付によらない1ヶ月以上の^{たんすい}湛水（水張り）管理を行う方へ

令和9年度以降、過去5年間で一度も水張が行われていない農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象とならないことになりました。

これにより同交付金の要件を満たすため1ヶ月以上の^{たんすい}湛水（水張り）管理をなさる方は、なるべく水稲の水利用が集中する時期をさけるなどし、地域内で水不足とならないようご協力をお願いいたします。

	5月	6月	7月	8月	9月
農業用水が使える期間（水利権）	5/1				9/5
	← 鹿妻穴堰頭首工からの用水使用可能期間（5月1日～9月5日まで） →				
水稲の水利用が集中する時期	5月中		7月中旬	8月中旬	
	← 代かき・植付期 →		← 出穂期 →		

※「1ヶ月以上の^{たんすい}湛水管理」の具体的な管理方法等については、農地所在地の市役所又は役場内にある農業再生協議会事務局へお問い合わせください。

※大欠堰掛、煙山ダム掛の用水使用可能期間は、⑥ページの配水計画をご覧ください。

21世紀土地改良区創造運動

鹿妻穴堰頭首工見学

当区では、土地改良区の役割を多くの方々にも理解していただくため、鹿妻穴堰頭首工の施設見学や周辺公園の開放をしております。

また、出前授業も随時受け付けしておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。



令和5年度見学に来ていただいた団体

見学日	団体名	人数	見学日	団体名	人数
6.19	盛岡市立永井小学校	70	10. 4	盛岡市立高松小学校	69
6.23	盛岡市立渋民小学校	40	10. 6	岩手町立一方井小学校	17
6.29	岩手大学農学部食料生産環境学科	24	〃	紫波町立西の杜小学校	33
7. 7	滝沢市立滝沢小学校	128	10.10	盛岡市立仁王小学校	86
9. 4	盛岡市立本宮小学校	92	10.11	紫波町立日詰小学校	63
9. 6	盛岡市立中野小学校	94	〃	紫波町立紫波東小学校	28
9. 7	盛岡市立月が丘小学校	51	10.12	盛岡市立桜城小学校	51
9. 8	紫波町立古館小学校	100	10.13	盛岡市立飯岡小学校	59
〃	盛岡市立大慈寺小学校	23	10.16	岩手大学教育学部附属小学校	111
9.12	矢巾町立不動小学校	33	10.17	盛岡市立太田小学校	13
9.13	盛岡市立東松園小学校	33	10.20	八幡平市立平笠小学校	13
9.15	盛岡市立大新小学校	95	10.26	盛岡市立見前南小学校	48
9.19	八幡平市立平笠小学校	16	〃	矢巾町立矢巾東小学校	72
9.21	矢巾町立徳田小学校	23	10.31	九戸村立戸田小学校	5
9.22	岩手町立沼宮内小学校	52	〃	九戸村立山根小学校	3
9.27	盛岡市立手代森小学校	24	11. 1	盛岡市立山岸小学校	103
〃	盛岡市立巻堀小学校	2	〃	盛岡市立厨川小学校	60
〃	矢巾町立煙山小学校	116	11.15	盛岡市立河北小学校	30
9.28	盛岡市立好摩小学校	35	11.17	盛岡市立見前小学校	80
9.29	盛岡市立向中野小学校	155	11.20	盛岡市立都南東小学校	21
10. 2	紫波町立赤石小学校	88	11.24	葛巻町立葛巻小学校	20
10. 3	盛岡市立北松園小学校	47	計	44団体	2,452
10. 4	盛岡市立津志田小学校	126			

土地改良区管内アドプト活動

平成16年度から開始したアドプト活動は現在12施設24団体まで増えており、今後も土地改良施設の清掃、緑化作業を実施していただける団体を広く募っております。参加希望の団体は当土地改良区までお問い合わせください。

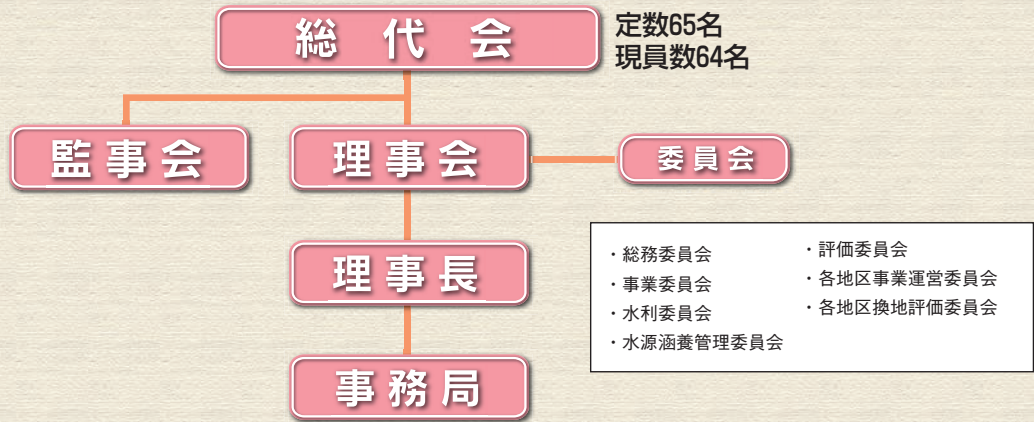


活動団体と活動施設

活動施設	活動団体	活動施設	活動団体
鹿妻穴堰頭首工周辺水辺公園	盛岡市立太田小学校	鹿妻新堰	盛岡市立太田小学校
	盛岡広域森林組合		盛岡市立太田幼稚園
	(株)山與		盛岡市立太田小学校PTA
	(株)上の島		昭栄建設(株)
	(株)司組		下鹿妻越場環境保全会
鹿妻本堰	文化企業(株)	高屋敷堰	寺前線・高屋敷堰の環境を守る会
	盛岡市立太田小学校PTA		(株)タカヤ
	樋下建設(株)		桜屋コミュニティ
鹿妻本堰排水路	エイト技術(株)	幹線用水路	(有)三和物産
	柴田工業(株)		南川堰
鹿妻本堰用水路	(株)アクード	太田堰分水工	大日通信工業(株)
	田中さくら会	鹿妻上堰分水工	大日通信工業(株)
鹿妻本堰調整池	下赤林水路保護組合	西部揚水機場	オヤマダエンジニアリング(株)
	丸三建設(株)	12施設	計24団体
	(有)山本建設		
	(株)タカヤ		



令和6年度 鹿妻穴堰土地改良区機構図



役員 理事 定数10名、監事 定数 2名、
員外監事 定数 1名

理事長	高橋 隆
理事	藤原 弘也(総務委員長)
理事	中野 誠雄(事業委員長)
理事	宮野 勇夫(水利委員長)
理事	菅原 秀悦(水源涵養管理委員長)
理事	田上 哲也(水利担当)
理事	寺舘 金助(水源涵養管理副委員長)
理事	長澤 徳司(評価委員長、総務副委員長(会計))
理事	藤原 善一(事業副委員長)
理事	藤村 勉(水利副委員長)
総括監事	高橋 和代志
監事	佐々木 忠道
監事	舘澤 秀仁

事務局

事務局長	中村 浩之
総務課	
総務課長	星川 政則
主査	越場 紀寿
主事	津嶋 明香
	浅沼 亮平
	松森 志穂
事業課	
事業課長	山本 陽一
主査	藤戸 潤
	川越 光太郎
	伊藤 佳奈
	渋谷 健司
主事	加賀 政志
技師	小澤 陽

総代会、理事・監事会、定款規約等の制定改廃、出納、賦課徴収、組合員資格得喪、農地転用、農地情報図面、造林事業、電算システム、広報発刊、その他庶務全般に関すること

国営土地改良事業の促進、換地事務、アドプト活動、施設の維持管理、用排水調整、他目的使用、開発行為、多面的機能支払、その他工事施行等に関すること

お知らせ

ゴミの不法投棄は重大な犯罪です！



水路などの土地改良施設内に不法投棄されたゴミは通水の妨げとなるうえ、撤去及び処理する費用はみなさんの大切な賦課金が使われます。絶対にゴミを捨てないようにご協力をお願いします。また、投棄を見つけた際には警察へ通報するなど厳正に対処いたします。

水路などの土地改良施設内に不法投棄されたゴミは通水の妨げとなるうえ、撤去及び処理する費用はみなさんの大切な賦課金が使われます。絶対にゴミを捨てないようにご協力をお願いします。また、投棄を見つけた際には警察へ通報するなど厳正に対処いたします。

令和6年3月25日開催の岩手県土地改良事業団体連合会第66回通常総会において、津嶋明香主査が長年にわたる土地改良区運営に貢献した功績が称えられ、土地改良功労者表彰を受賞しました。

土地改良事業団体連合会 功労者表彰

●人事異動(令和六年四月一日付)

事業課主査 渋谷 健司
(事業課技師)

賦課金の完納にご協力下さい!!

令和6年度 賦課金

第1期納期限: 令和6年5月7日 第2期納期限: 令和6年12月6日

本年度賦課金納期限は上記のとおりです。納期限から1ヶ月を過ぎると年7.3%の延滞金
が加算され、納入が遅れるほど延滞金額が多くなり余計な出費となりますので、早めの
納入をお願いします。

賦課金の納入は便利な口座振替で!

- 岩手中央農協ほか全国の都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行及び信用金庫などすべての民間金融機関で賦課金の口座振替をご利用できます。
新たに口座振替をご利用になりたい方は、当区総務課までお問い合わせください。
- 口座振替にすると次の利点があります。
 - ①賦課金納入のために土地改良区及び農協窓口へ行く手間が省けます。
 - ②納入忘れが防げます。
- 口座振替の手続きには時間がかかりますので、申込みは早めをお願いします。
- すでに口座振替をご利用の方は、納期前に必ず残高の確認をお願いします。



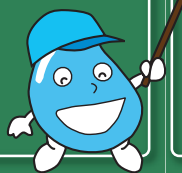
土地移動について

当土地改良区の賦課基準日は毎年4月1日となっており、賦課金納入通知書と同封しております賦課明細書の内容に変更がございましたら、当土地改良区までお申し付けください。
また、農地の移動(売買・賃貸借等)の際、その土地に未納賦課金があれば、土地改良法第42条の規定により、新しく土地を取得または借受した方に権利及び義務が承継されることとなりますので、手続きの際は未納賦課金の有無を事前に確認されますようお願いいたします。

こんな時は必ず届け出をお願いします。

組合員の変更

- 農地の移動
(売買・賃貸借・交換等)
- 農業者年金等による経営移譲
- 贈与または相続による名義変更
- 住所の変更
- 振替口座等の変更



農地の転用

- 田んぼを宅地等に転用
(畑(3号地)地域も同様)
 - 公共用地(道路等)買収による転用
 - 土地区画整理事業による転用
- ※農地転用の際は土地改良区の規定により、転用土地に対し決済金を納付していただくこととなります。

土地改良施設等の使用

- 雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
 - 土地改良施設用地を出入口等に他目的使用
- ※土地改良施設等の使用の際は土地改良区の規定により使用料を納付していただくこととなります。

上記の手続き方法等については、当土地改良区まで問い合わせ下さい。
TEL 019-656-4488 FAX 019-635-4664

